

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 人事異動作業の停滞顕著、“打診なし”増加 学校管理規則違反行為による図書館司書不在

### 異動案作成作業が例年より遅延

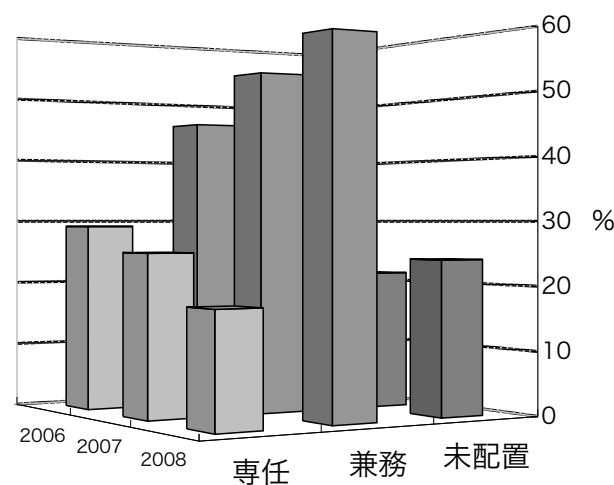
県教育委員会による2008年度末人事異動作業の遅れが目立っている。今年度、1月21-22日のいわゆる「第1回ヒアリング」（高教課管理主事から校長への異動案の提示）に際して、「異動案提示を一切受けなかった」との声が組合に数多く寄せられた。この件に関して問い質したところ、高校教育課は「異動案の作成に手間取り、従来より50件以上打診件数が減った」ことを認めた（2月2日）。

従来、普通科教諭に限られていた強制異動（「グループ異動」）の範囲拡大と年限短縮をおこなったことで、県教育委員会は合理的な人事異動を推進する、一層重い責任を負った。しかし、異動案づくりが停滞すれば結局は異動そのものも円滑に進まないことになる。これでは、異動希望を提出しているにもかかわらず

らず、異動先の案の提示（打診）すらないままに結果的に強制異動対象年限に達してしまうという、きわめて理不尽な状況をつくりだすことになる。

### ルールなき異動の帰結

根本的原因は、人事異動に公平性と客観性を備えた〈原則〉と呼べるものがなく、恣意的に人事配置（採用・異動・昇任）が実行されていることにある。県教育委員会が長いこと〈ルールなき異動〉を続けてきた結果、あきらかに不公正な異動・昇任が横行し、学校毎の年齢構成・男女別構成の極度の不均衡ももたらされた。たとえば欠員補充



の講師は県立高校で349人、特別支援学校で199人に及び、年間新規採用数の4倍以上に達しているうえ、その多くが特定の学校に集中している。

茨城高教組は県教委に対し、異動希望の多い順に高校を3類型に区分し、すべての教員が3類型間で偏りなく公平に異動する仕組みをつくるよう求めた（2004年9月）。

県教委は一部学校間での異動を制限することとしたが、不十分であるうえ、打診を一切おこなわないとする強制異動方針にも固執し続けた。その結果が、異動案づくりすら円滑にすすめられないというデッドロック状態である。

### 司書のいない図書館

教諭・講師以外でも人事配置上の問題がある。左のグラフは、県立高校の学校図書館における司書の配置状況である（高教組司書部調べ）。

司書がいる学校（グラフ中の「専任」）は108校（分校1校含む）中の19校に過ぎない。63校で事務職員ないし実習教員との「兼務」となっており、当事者の業務過重もさることながら、図書

## 〈教育のつどい いばらき〉開催される

2月7日・8日、笠間市で「開こう授業つながろう教職員」をテーマに茨高教組の「教育のつどい いばらき」が開催された。

初日の全体会基調報告では岡野執行委員長が、「貧困と格差の拡大した現代の青少年の実態を明らかにするとともに、職場や地域で、後期中等教育、青年期教育をどのように豊かにしていくかを視点に議論と実践」を深めていく必要性を提起した。

つづいて、「授業公開と学校づくり」と題し、荃崎高校の磯山馨さんが、同校で教員全員が行う授業公開について報告した。生徒との関係が変化しただけでなく、教員にとっての授業が「楽しみ」に変わり、教材のやりとりをするようになったり、職員室で授業・生徒の話題が増えてきたという。

### 憲法を活かす＝「活憲」

記念講演は、日本国憲法特に第9条が世界の中でいかに高い評価をされているか、取材活動を通して痛感したという伊藤千尋氏（朝日新聞社記者）の講演。

もう一つの「平和憲法」を持つコスタリカでは、憲法が国民によって日常生活に活用されているという。小学生が違憲裁判を起こすなど、日本人の憲法に対する意識との大きな違いを思い知らされ

た。また、コスタリカでは軍隊を廃止する際の合言葉が「兵士の数だけ教師をつくろう」であったことを知り、日本も次の世代が「9条」が全面的に活かされる時代を送れるよう運動を進めていきたいと考えさせられた。

「憲法を守る」から、より積極的行動として「憲法を使う」へ。憲法運動の新たな視点が示された講演であった。

### 「生徒のことを語る、授業のことを語る、教育実践を語る」

分科会では、「授業づくり・学校づくり」「学校図書館」「障害児教育」の3分科会が開催された。

いずれの分科会でも、授業や生徒の関係を豊かにしていこうと研修・工夫している様子がレポートされた。参加者は、「自らの実践と重ねた意見が出され、レポーター・参加者お互いの実践を深めあうことができた」と言う。

年一回の〈教育のつどい〉に限らず、「後期中等教育、青年期教育をどのように豊かにしていくか」に視点をあてた実践交流の学習会等を重ねていくことが、数々の「学校教育の困難さ」を乗り越えてくカギとなる。今後のとりくみにつなげていきたいと考えている。□

館業務の遅滞、とりわけ開館時間短縮などの重大な支障をきたしている。

司書がない学校（グラフ中の「未配置」）は、26校に達する。うち11校は中規模（15クラス）以上の学校である（鉾田第二、波崎柳川、土浦第三、石岡第二、藤代紫水、牛久、並木、水海道第二、古河第三、岩井、守谷）。

茨城県県立学校管理規則（昭和35年5月25日、教育委員会規則第6号）第21条によって、校長は司書を定めて教育長に報

告する義務を課せられている。ところが最近になって、高校教育課管理係の山口修課長補佐が、報告文書を自分のところで止めてしまっていることがわかった（2月23日）。教育長あての報告書が、一課長補佐の段階でストップし、教育長はもちろん、早川源一高校教育課長さえ報告を受けていないというのである。しかもその報告は、一部しか履行されていない模様である。

司書不在の根本原因は、学校図書館の司書職の採用がおこな

われていないことにある。司書の希望者とりわけ図書館学を学んで大学を卒業する若者は大勢いるのに、採用はゼロである。この根本的な錯誤のうえに、本県高校の図書館司書をめぐらるあらゆる問題が生じている。

茨城県教育委員会が、「司書」の採用・全校配置の義務を怠っていること、そして多くの校長が学校管理規則違反を続けたことの結果としての数十校での司書不在であり、根本的に是正が求められる。□